

議会基本条例の条文（素案）に対する意見

住所：板橋区赤塚新町 3-33-4-403 (〒175-0093) Email: shigakishinya@gmail.com	電話番号 090-1965-6179
区内通学先または勤務先名（板橋区外にお住まいの方のみご記入下さい）	電話番号
氏名または法人・団体名 紫垣伸也	
意見 1) (多様な意見及び要望の把握)「第 1 1 条 議会は、請願及び陳情を区政に対する政策提案又は要望と位置付け、これに誠実に対応するとともに、その審査に当たっては、請願者又は陳情者による説明の機会を設けることができる。」を 「第 1 1 条 議会は、請願及び陳情を区政に対する政策提案又は要望と位置付け、これに誠実に対応するとともに、その審査に当たっては、請願者又は陳情者が説明の機会を求めるときはその機会を設け、請願者又は陳情者が説明した内容は議事録に掲載しなければならない。」に変更すべき。 【理由】説明をするべきか否かは議会が判断するのではなく請願又は陳情をした者が判断するべきであり、説明の事実を公に証明するために議事録に掲載するべきと考えたため。	
2) (議会報告会)「第 1 2 条 議会は、区民に議会活動の状況を直に報告し、及び説明し、並びに区政に関する情報を提供するとともに、区民の意見及び要望を聴取することにより議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、特段の事情がある場合を除き、毎年 1 回以上、議会報告会を開催するものとする。」を 「(議会報告会) 第 1 2 条 議会は、区民に議会活動の状況を直に報告し、及び説明し、並びに区政に関する情報を提供するとともに、区民の意見及び要望を聴取することにより議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、最低年 4 回（各定例会ごとに）、議会報告会を開催するものとする。」に変更すべき。 【理由】1 年間に行われた議会の報告が 1 回だけというのは報告できる内容も限られてしまい少なすぎる。最低、年 4 回開催の定例会ごとに何かなされたかについて区民に報告すべきだと考えたため。	
3) (政務活動費)「第 2 4 条 3 議会は、毎年、収支報告を公表するものとする。」を「第 2 4 条 3 議会は、毎年、政務活動費に係る収支報告書、会計帳簿、領収書その他証拠書類を板橋区議会ホームページや板橋区内図書館などで公表する。」に変更す	

るべき。

【理由】区民は収支報告書のみで政務活動費の支出状況を詳しく把握することはできないため、また区民が情報公開請求という複雑で面倒な手続きをとらなくとも収支報告書とそれにかかる会計帳簿、領収書その他証拠書類が見られる環境を設定するべきだと考えたため。

4) (議員報酬等)「第27条 2 議員は、報酬条例を改正するに当たっては、社会情勢の変化等を総合的に勘案するとともに、学識経験を有する者等からの意見聴取を積極的に活用し、客観的な判断に基づいて条例案を提出しなければならない。」を

「第27条 2 議員は、報酬条例を改正するに当たっては、社会情勢の変化等を総合的に勘案するとともに、学識経験を有する者の他、複数の公募板橋区民等からの意見聴取を積極的に活用し、客観的な判断に基づいて条例案を提出しなければならない。」に変更するべき。

【理由】議員報酬の担い手は納税者である板橋区民であるという観点から、報酬について議論するならば、多種多様な立場の区民の参加が必要であると考えたため。

なお、議員報酬等を審議する板橋区特別職報酬等審議会委員にも現時点において公募区民は含まれておらず、公募区民を複数採用することでより区民目線に沿って議員報酬のあり方について議論できると考える。

以上です。

※ご意見は、個人・団体名や差別・不快語など公表に適さないと判断したもの以外は、原則として原文のまま公表します。ただし、広報いたばしで公表する際は、紙面の都合により多く寄せられたご意見を中心に公表する場合があります。

※提出されたご意見に個別の回答は行いません。ご意見に対する区議会の考え方は後日広報いたばし、区議会ホームページ、区議会事務局、区政資料室、区立各図書館で公表します。

※住所、電話番号、通学先、勤務先、氏名、法人・団体名は公表しません。

※議会基本条例（素案）と関係しないご意見については公表しません。

※結果公表の際には、分類の都合上、いただいたご意見を分割して掲載する場合があります。

ご意見の送付先

板橋区議会事務局調査係

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 (区役所10階)

Fax 03-3579-2780

メール g-chosa@city.itabashi.tokyo.jp